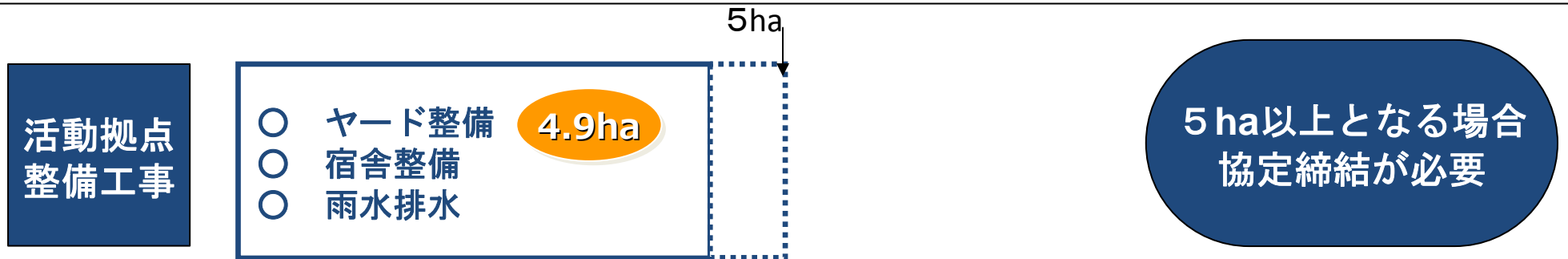


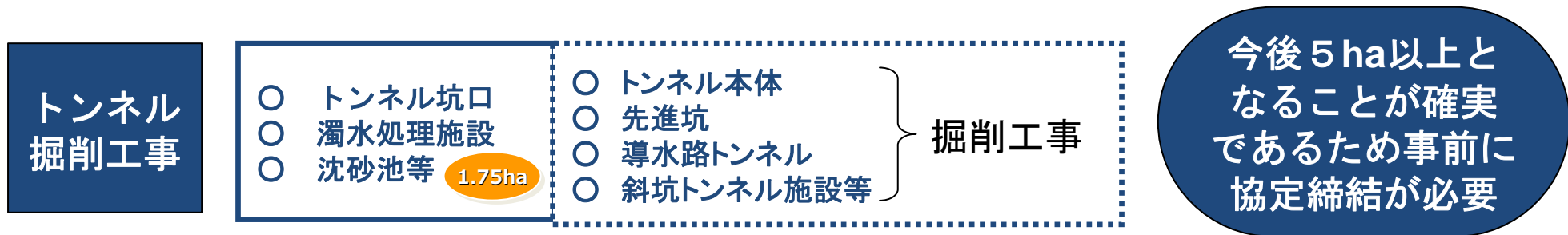
(参考資料1)

## リニア中央新幹線工事における自然環境保全協定の締結に関する考え方

静岡県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定は、リニア中央新幹線工事における活動拠点整備工事による改変面積が5ha未満のため協定を締結していない。仮にこの工事の改変面積が5ha以上となるのであればその時点で、「5ha以上の開発行為をしようとする者」に該当するため協定を締結する。



活動拠点整備工事は、事務所・宿舎工事等であることから、トンネル掘削工事と別の工事であると整理した。  
活動拠点整備工事は、改変面積が5ha未満のため協定を締結していない。



JR東海が希望する追加工事は、トンネル掘削工事を行うために必要な一体不可分な工事であることから、トンネル工事全体として保全協定を締結し評価する必要がある。

